

多重債務者ゼロ・ヤミ金融撲滅

～「貸金業法」の抜本改正～

なぜいま改正なのでしょう？

現在、約**1,400万人**が**消費者金融**を利用しているといわれています。これは国民の約**8.5人に1人**の割合で、このうち借入れが5件以上のいわゆる「**多重債務者**」は約**230万人**にのぼります。関東地区では平成10年に46万人であった多重債務者は、**平成16年には57万人**と、増加傾向にあります。

これにともなう「**ヤミ金融被害**」も増加しており、ヤミ金融に関する事件によって検挙された数は、平成10年の165件から**平成17年には339件**に倍増しています。

年々深刻化するこれらの問題は、借り手が安心して融資を受けるためにも早期に解決しなければなりません。そこで金融機関の貸付の規制法である「**貸金業法**」を抜本的に改正する法律案の、今国会での成立を目指しています。

改正で何がかわるのでしょうか？

【貸金業者の資質向上をはかります】

まず貸金業を始める場合に、**5,000万円以上の純資産**が必要となります。また、安易な借入れを招く広告などについて「**自主規制規則**」を制定させるとともに、夜間に限らず日中の執拗な取立行為など、**不正な取立て**に対する規制も強化します。

(裏面に続きます)

その他、借り手の自殺により貸金業者に保険金が支払われるような**不当な生命保険契約**を締結することを禁止します。

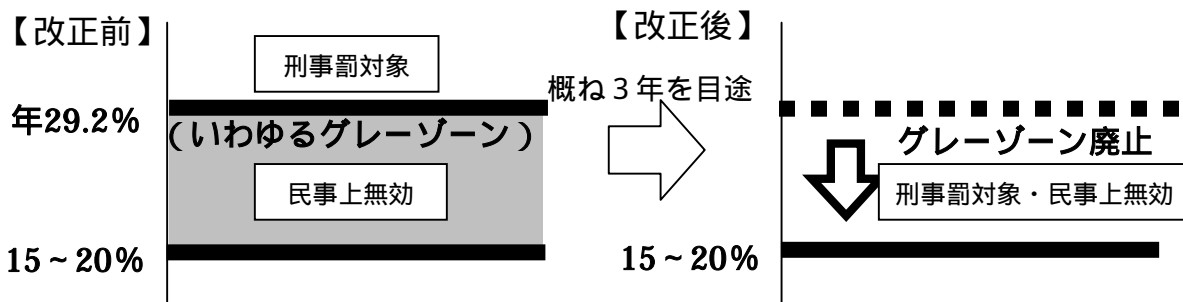
【過剰な貸付けを防止します】

これまでは借り手の返済能力の調査が不十分なため、多重債務につながるケースが多くありました。

そこで、全貸金業者に「**信用情報機関**」への加入を義務づけ、借り手の**総借入残高**が把握できるようにします。その上で、個人向け貸付においては、**1社50万円以上**または**全業者で100万円以上の貸付け**に当たる場合は、年収等の資料の取得を義務づけ、調査の結果、総借入残高が**年収の1/3**を超える場合は、**原則貸付禁止**となります。

【上限金利を引き下げます】

刑事罰の対象にはなりませんでしたが民事上無効とされている、いわゆる「**グレーゾーン**」の**金利**を撤廃します。具体的には、概ね3年間で**出資法**の上限金利（**29.2%**）を**利息制限法**の上限金利水準（**20%**）まで引き下げます。これにより利用者の金利負担を減らすことができます。



【多重債務者対策本部を設置します】

カウンセリング体制の充実や、ヤミ金融対策の強化徹底を図るために、内閣官房に「**多重債務者対策本部**」を新設します。これにより関係省庁が連携して対策に取り組む体制が整います。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1 - 7 - 1

TEL : 045 (323) 6000 FAX : 045 (323) 2974

E-mail : g00833@shugiin.go.jp http : //www.hachirou.com